

平成29年度和歌山市子ども・子育て会議

日 時：平成30年2月20日（水） 14：00～16：00

場 所：和歌山市勤労者総合センター6階 文化ホール

出席：委員14人

担当課等

福祉局長 こども未来部長

市民協働推進課 人権同和施策課 国保年金課 総務企画課 保健対策課 地域保健課

障害者支援課 子育て支援課 こども家庭課 保育こども園課 こども総合支援センター

産業政策課 商工振興課 教育政策課 スポーツ振興課 学校教育課 教職員課

教育研究所 青少年課 保健給食管理課 生涯学習課 青少年課 市民図書館

<次 第>

1 開 会

2 福祉局長挨拶

3 委員紹介

4 議題

(1) 幼保連携型認定こども園の認可について

(2) 特定教育・保育施設の利用定員について

(3) 和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

(4) 和歌山市子ども・子育て支援事業計画次期計画策定について

①次期計画策定に係るニーズ調査について

②子供の生活実態調査について

(5) その他

6 閉 会

会議資料

資料 和歌山市子ども・子育て支援事業計画進捗状況

資料1 幼保連携型認定こども園設置認可申請予定一覧

資料2 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更申請施設一覧

資料3 乳幼児健診状況 母子衛生統計（抜粋）

資料4 和歌山市子ども・子育て支援事業計画次期計画策定について

資料5 子供の生活実態調査について

1 開会

2 福祉局長挨拶

福祉局長：

皆さん、こんにちは。福祉局長の川崎でございます。開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しい中、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。

また、平素は本市の児童福祉行政の推進に、ご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

この会議につきましては、子ども・子育て支援新制度が始まったことにより、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するということで設置されております。平成27年度から5か年を計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子育て環境日本一』を目指し、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

本日の会議では、計画の進捗状況をご報告させていただき、幼保連携型認定こども園の認可に関することや特定教育・保育施設の利用定員についてのご審議をお願いいたします。

また、次期計画の策定を控えておりまして、現在も、子供の健やかな成長と保護者の子育てを社会全体で支援するよう様々な施策を実施していますが、今後の支援策の充実を図り、効果的な施策を検討するため、アンケート調査の実施等について、この後ご説明させていただきます。

多岐に及ぶ議題となり、限られた時間ではありますが、本市の次世代を担う子どもたちのため、どうぞ活発なご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の今後ますますのご発展とご健勝をお祈りし、私の挨拶といたします。本日はよろしくをお願いいたします。

3 委員紹介

4 会長・副会長選任

事務局：

本日の会議は、委員の皆さんを新たに委嘱させていただいて初めて開催する会議になります。和歌山市子ども・子育て会議条例第5条第1項に基づき、会長・副会長の選任をお願いしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

委員：

事務局案をお持ちであれば、ご提示ください。

事務局：

それでは、事務局から提案させていただきます。これまで、本会議の副会長をお願いしておりましたこともあり、今回、会長には、村田和子様をお願いできればと考えております。また、副会長におかれましては、子ども・子育て支援事業計画策定の頃からご尽力いただき、和歌山市の子育て施策に精通されていらっしゃる小笠原 眞弓様をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし《承認》

事務局：

それでは、会長に村田 和子委員、副会長に小笠原 眞弓委員が選任されました。村田会長、小笠原副会長、よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、会長、副会長、所定の席

へ移動をお願いします。

会長・副会長 座席移動

事務局：

それでは、会長・副会長に就任のごあいさつをお願いします。

会長・副会長 あいさつ

5 議題

会 長：

まず初めに議題1 幼保連携型認定こども園の認可について、事務局から説明をお願いします。

保育こども園課：

資料1「幼保連携型認定こども園設置認可予定一覧」をご覧ください。幼保連携型認定こども園の認可をする場合は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定により、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとなっているため、議題とさせていただきます。現在、平成30年4月から運営開始の幼保連携型認定こども園として2園からの申請を受け付けています。2園はどちらも保育所からの移行となっております。なお、移行特例を使う項目を、資料の一番右の欄にそれぞれ示しています。かんどりこども園は、既存の園舎の使用、じろうまるこども園は、保育教諭等の資格の部分、園児が少数となる時間帯の保育教諭と同等の職員の配置について、移行特例を適用して認可する予定です。現在、申請書類について、最終調整をしておりますが、どの園についても問題はないものと考えております。

会 長：

ありがとうございました。これについては、ご報告ということでよろしいでしょうか。では、みなさまご承認いただけますでしょうか。

<質問なし・異議なし>

会 長：

それでは、議題2の「特定教育・保育施設の利用定員について」事務局から説明をお願いします。

保育こども園課：

資料2「特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更申請施設一覧」をご覧ください。子ども子育て支援法第31条第2項に施設型給付による支給対象とする特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等の意見を聴かなければならないとな

っておりますので、議題とさせていただきます。先ほど、幼保連携型認定こども園の認可で説明した施設になります。利用定員については29年度に比べ30年度では、かんどりこども園で15人、じろうまるこども園で15人の増加となっています。二つ目は、利用定員の変更となります。種別はいずれも幼保連携型認定こども園です。30年度では、和歌山ひかり幼稚園で10人、さつきこども園で21人、木ノ本こども園で6人の利用定員の増加の予定となっています。

会 長：

ありがとうございました。ご質問何かございますか。幼保連携型認定こども園への移行に伴う利用定員の変更という事ですね。

委 員：

数字の変更は見たらわかりますが、変更の背景が重要かと思っておりますのでその辺を教えてください。

会 長：

そうですね。よろしくお願いします。

保育こども園課：

待機児童の関係ですが0、1、2歳の乳児の待機児童が発生しておりますので、できるだけこども園に移行する際には乳児の定員を増やしてほしいと説明しておりますので、このように定員を増やしていただいたかと思えます。

会 長：

それでは議題2について、ご承認ということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

会 長：

ぜひ待機児童の解消は、子育て支援の喫緊の課題かと思っておりますので、よろしく申し上げます。では、議題3について、説明をお願いします。

副課長：

それでは、「和歌山市子ども・子育て支援事業計画進捗状況」について、配布しています資料に従いご報告させていただきます。

まず、「子ども子育て施策の展開（計画第4章部分）」の進捗状況について、ご説明いたします。

なお、説明につきましては、時間の都合上、1ページの「1子どものすこやかな成長を支える母子保健事業の充実」から42ページ「6 若者育成支援の充実」までを、一括してご説明いたします。

本計画では、全146施策を設定しており、平成31年度目標値を設定しているものが、125施策あります。その内、昨年、平成28年に目標値に達した施策数は87施策となっています。

まず、1ページから8ページまで、「1 子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実」、施策番号1番から29番までの進捗状況です。

平成28年度実績と平成25年度計画策定時の実績と比較しますと、少し実績が下回ったものもありますが、概ね6割近くの施策において平成31年度目標値を達成しています。3ページ、10番の「乳幼児健康診査事業」は、着実に実績を伸ばしています。なお、別紙資料3「乳幼児健康診査状況・母子衛生統計（抜粋）」を配布していますので、ご参考ください。その他、目標値に達していない施策においても7割を超える施策において目標値に近づいています。

次に9ページから21ページ、「2 子育て・子育て支援の充実」、施策番号30番から69番について、こちらも、平成25年度実績と比較すると、下回っているものも見られますが、約半数の施策において平成31年度目標値を達成しています。

9ページ、30番「子どもの権利に関する啓発」の1項目「講座の開催数」については、平成28年度の実績は0となっていますが、今年度、10月に講座が開催されています。11ページ、35番「利用者支援事業」は、平成27年度に事業を開始し、平成28年度において相談数は大きく伸びています。17ページ、53番「病後児保育の推進」の指標である実施箇所数は、目標値は1箇所でしたが、平成30年1月に新たに1箇所開設され、現在2箇所の実施となっています。

次に 22ページから23ページの「3 子育てと仕事の両立支援の充実」、施策番号70番から76番です。7施策8の指標に おいて、5つが目標値を達成しています。23ページ、75番「女性の就労の機会と場の拡大」における指標の一つである啓発回数は、平成27年度に目標値を達成できませんでしたが、平成28年度において達成しています。

次に、24ページから30ページ「4 様々な家庭への支援の充実」、施策番号77番から101番までです。25施策中、目標値を設定しているものが11施策と少なくなっていますが、これは、ひとり親家庭医療費助成等の医療費助成や児童扶養手当支給等の各種手当の支給等の目標値を立てることが適切でないものがあるためです。目標値の達成率は、約4割超です。25ページ、84番「夜間擁護事業の充実（トワイライト・ステイ）」の目標値である延べ利用者人数は、目標値よりも多くの方々に利用されています。27ページ、89番「障害のある児童の放課後児童クラブへの受入れ」は、平成28年度に目標値を達成しています。

次に、31～38ページ「5 子どもの生きる力を養う教育環境の充実」、施策番号102番から132番です。8割近くの施策において目標値を達成しています。36ページ、126番「特別支援教育支援員派遣事業」や、37ページ、127番「学校教育相談体制の充実」のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置学校数は、目標値に近づいています。

39ページから42ページ、「6 若者育成支援の充実」、施策番号133番から146番について、半数の施策において目標値を達成しています。39ページ、133番「子ども・若者相談支援の充実」の指標であるサポステ登録者数は、目標値を大きく超えています。40ページ、136番「健全育成体制の充実」は、平成28年度において目標値を達成してい

ます。

進捗状況につきましては以上です。

次に、43ページ、「新たな取組一覧表」についてご説明いたします。今年度は、就園前の子供と保護者が、一緒に遊び、交流する「子育てひろば」開催時に、保護者自身も親として育児について学ぶ「親磨きのススメ（家庭の教育力充実事業）」ほか、5つの事業を実施しています。

次に、「教育・保育事業等の充実（計画第5章部分）の進捗状況」、44ページから47ページについてご説明いたします。

44ページは、市内全域の「教育・保育の提供体制の確保内容」です。ページ左の表は、「平成29年度確保量」の状況で、1号、2号、3号認定の区分ごとの本年度の入園者数、その下に確保方策として、特定教育・保育施設等の確保数（定員数）を記載しています。差引きは、入園者数と確保方策の差です。その下は、待機児童数になります。次に、右側の「計画」の表は、「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」の記載されている数値です。次ページ以降は、各ブロックの状況になります。各ページも同じように見ていただければと思います。

次に48ページをご覧ください。「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容」で、13事業の平成28年度の実績及び平成29年度10月末の値、平成29年度・平成31年度の計画における見込み値です。

2番、「放課後児童健全育成事業」の低学年の利用実人数や、6番「病児・病後児保育事業」の病児保育の利用実人数は、計画より多くの方が利用されています。12番「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、13番「多様な主体の参入促進事業」につきましては、13事業に位置づけられていますが、本市では現在未実施であり、今後、現状と必要性を検討することとしています。以上でございます。

会 長：

ありがとうございました。それでは、事業計画の進捗状況について、かいつまんでご説明いただきました。皆様には、議論やご意見をいただければと思います。進め方としては、資料が大変多いので、1から順番に従って進めさせていただいてよろしいでしょうか。では「1子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実」について、皆様のご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委 員：

1ページの新生児の訪問では、全家庭、新生児全員に訪問することとなっていますが、課題・問題点を読みますと、第2子以降の訪問に関する拒否率が高いというのは、もうわかっているからいいよというのか、行かないところに問題課題があるかもしれないがそれでも拒否されるのか、そういう状況はわかっているのでしょうか。

地域保健課：

一番大きな原因は、第1子で1回行かせていただいていますので、第2子以降の場合、もう大丈夫ですよというお母さんが非常に多いというのがあります。中にはどうしても来てほしくないと言われるお母さんはいますが、ほとんどの方は、第1子で来てもらっているので

大丈夫ですよと言われることが多いです。

委員：

では、訪問しなかったことで大きな問題になったということではないのですね。

地域保健課：

訪問できていない家庭についても、健康診断等は、受診率はほぼ100%となっていますのでそこでフォローはしています。

会長：

そうしますと、「拒否率が高い」という文言でよろしいでしょうか。現在、第2子以降の家庭の拒否率が高いと表現していただいているのですが、ご説明をお聴きしていると「安心していますので来ていただかなくて結構です」というニュアンスを感じるのですが、いかがでしょうか。

地域保健課：

そうですね、もう少し表現を直したいと思います。

会長：

それでは他にいかがでしょうか。

委員：

施策番号19の5歳児相談事業は、医大の支援室が委託されている事業ですが、そこに所属している医師です。問題点として、私立保育所での個別相談も行えるようにするとあります。この相談事業は、午前中に保育所に心理士などが訪問して、午後から保護者を対象にいろんな悩みや子育て相談を行っています。私立保育所の数が多く、相談員の数も限られているということもあって課題となっているかと思いますが、今後できれば予算を増やしていただき、できる限り私立保育所への個別相談を実施できていないのでできればと思っています。それから、いつも夏に講習と研修をした後、年長に対し行っているのですが、年中の要望がかなり多いです。年中・年長ですと2年行けて、幅広くフォローしていけると思うので、人数的なこともありますので、予算を少し増やしていただけるとありがたい。それから、年長ですごく気になる子がいると、小学校に報告をしています。年間50名ほどです。小学校に報告書をお渡しして、その後のお子さんの様子が分からないのですが、昨年度アンケート調査すると半分ほど問題はなくなっているとの事でした。しかし、一回見ただけで見逃しも多いことや新たな問題も生じているということもありますので、小学生になったお子さんのフォローアップという点で、将来的に大きな枠組みができるようになればいいなと思っています。

会長：

19番の5歳児相談事業に関わる取組の現状と要望でよろしいですね。

委員：

今、現場からの保育者からの意見としてお話をいただいたのですが、年長になった時点で、年1回だけの相談ということですよ。その時に問題を抱える保育者は、この子のここを見てほしいというのを挙げるのですが、たった1回では対応ができないし、十分な話もできないということで私もできたら年中からお願いしたい。そして回数もスタッフの人数の限度もあるかと思うのですが、本当に増やしてほしいし、小学校への連携もしていただきたい。今回夏に小学校の先生も交えた、保健センターも関わっている会合がありましたが、良くなってきたなと思います。現場の意見として、これは増やしていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

会長：

要望については、今日は受け止めていただくということになりますが、担当課から現状で何かご提示していただけることがありましたらどうぞお願いします。

地域保健課：

この要望については、承知しておりまして、今後3課で検討会等を開いて話し合っていくことになっていきますので、今後努力していきたいと思います。

会長：

特に発達相談など相談事業は、子育て支援の中でも肝ですし、保育所・幼稚園からの小学校への接続や保護者の心配事でもありますので、予算も当然おありの事かと思いますが、施策に反映していただければと思います。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

《意見なし》

会長：

先にすませさせていただいてよろしいでしょうか。「2 子育て地・子育て支援の充実」、9ページからです。委員の皆様いかがでしょうか。

委員：

48番の地域における子育て交流の場づくりの推進、商工振興課さんが担当されている施策ですが、25年度28年度の数字を見ますと減っているようです。さらに29年度については10月現在で49件となっていますので年間100件ぐらいになるかなと思います。それに比べて31年度の目標値は280件という高い数値にされていますが、この数字の設定の考え方をお聞かせください。

商工振興課：

最初の設定の249件は、ブラクリ丁にあります「みんなの学校」という施設がありまして、貸館事業を実施していきまして、細かい事業をたくさんしていました。貸館事業で募集し

ていました。やっている中で、もっと内容を濃いものにしようということで見直しました。よって件数は減少しました。今年も昨年と同じような数字になろうかと思います。は、現在和歌山への大学の誘致などが進んでいる中で、今後、新しい事業に取り組んでいければと考えていることもあり31年度の目標としてこのような数字を設定しています。

委員：

我々は民生委員児童委員協議会の団体ですが、団体の中でも、子育て支援の場を市内でコミセンなど利用してかなりの数を行っています。この内容には含まれないですか。ブラックリ丁でないといいですか。

商工振興課：

そうですね、商工振興課の事業として、商店街の発展のための1つの取組となっております。また、まちなかに子供たちを呼び込もうという事業の一環で行っているものです。

委員：

わかりました。

会長：

地域における子育て交流の場は、多様であってよくて商店に限らないし、地域によって様々であるのですが、48番の施策に関しては、商工振興課の商工振興という観点での施策でした。保護者の代表の方々が委員さんとしていらっしゃいますのでご意見をいただければと思います。

委員：

資料の確認も含めてお聞きしたいところがあります。12ページ37番の一時預かり事業の充実です。内容には、保護者が病気にかかったときにリフレッシュしたいときなど、一時的に子供を預かる体制を充実しますと書かれていますので、乳幼児を含む子供達、まだ幼稚園などに就園していない子供たちの朝か夕方までの一時預かり事業と思うのですが、29年度の実績状況には、一時的に保育するプラス通常子供が幼稚園などに通園している場合にそれを延長保育という形で預かり保育する、この2種類が書かれています。これは、未就園児の一日一時預かりと就園児の延長保育の2点をまとめて書かれているということでしょうか、という点と、28年度の実績、29年度の現状値に、私立の箇所、「一般6」、「幼8」とありますが、この「一般」とは何を示すのか分からないので、教えていただきたい。具体的に、31年度の目標値は15で、25年度の実施は15で、その次は公立・一般・幼の3つに分かれています。合計で28年度実績が22か所、29年度現状値が28か所と考えていいのか教えていただきたい。

会長：

では、担当の方ご説明よろしく申し上げます。

事務局：

まず、実施状況で2つに分かれている点ですが、幼稚園や保育所に通われていないお子さんを保育所等で一時的に預かる事業と認定こども園において1号のお子さんが保護者の事情でいつもの時間に迎えに行けないときに預かる保育があります。今詳しい資料が手元にございませんので後ほど説明させていただきます。

↑（時間をおいて進捗状況の資料を元に説明）

実績値15、目標値15のところですが、25年度時点では、幼稚園型がまだ事業として実施されていませんでしたので、すべて公立と私立の一般型になります。公立が8か所、私立が7か所の15か所でした。31年度の目標値も15か所となっていますので、その時点では足りているということで現状維持の15か所という設定にしておりました。

会長：

では、今のご質問ですが、一時預かりを意味していて延長保育という意味ではないということでしょうか。

保育こども園課：

はい、まず保育所・幼稚園へ行かれていないお子さんが一時的に預かる事業と認定こども園の1号の幼稚園部分のお子さんが2号のお子さんの様に時間を延長して預かる時に延長保育となりますが、一時預かり事業ということになるために2つのタイプがあります。

委員：

2つ併せて22か所、28か所ということですよ、合計ですね。それでは、「一般」とはどのような施設を指すのでしょうか。

保育こども園課：

「一般」は、保育所、認定こども園が一時的に預かるということです。そして「幼」は認定こども園の1号認定の子供を延長で預かるということです。

委員：

わかりました。ありがとうございます。普段朝から晩まで毎日育児をしているお母さんがその日だけ見てほしいよというときに預かってもらう一時保育と幼稚園に行ってるお子さんの延長保育では、利用目的と趣旨が違って来るかと思ったので、一緒になってしまうとニーズがあまり見えてこないと思ったので、質問しました。できれば、分けて、例えば未就園児を預かってもらえる一時保育園は○箇所、預かり延長ができる施設が○箇所という書き方でお願いできればと思います。

保育こども園課：

はい、これについては検討していきます。

会 長：

誰が見ても分かるような書き方でお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。
その他にいかがでしょうか。

委 員：

確認させていただきたい点があります。進捗状況を説明していただいたときに53番の病
後児保育の推進で、病後児保育が1か所、病児保育が2か所でよろしいでしょうか。

保育こども園課：

病後児保育が1か所です。病児保育は2か所となったということです。

会 長：

よろしいでしょうか。では続いてお願ひします。

委 員：

18ページの58番、放課後児童クラブの充実ですが、平成31年度目標が71か所、平
成25年度実績が59か所から平成28年度では92か所に増えています。その後1年間で
平成29年度の現状値が96か所ということだからかなり需要があるのだろうなと思っています。
私の周りでもせっかく保育園では延長保育等を利用してなんとか仕事ができているが、小学
校の壁という事で、小学校に行った途端に仕事ができなくなってしまったという声を聞きます。
若竹学級になかなか入れないという声を聞きます。市として、今の時点でいくつ作る必
要があると思っているのか、まだまだこれから需要が増えていくと思っているのか、私は、
人口が減っていてもこの若竹学級の人数は増えていくのではないかと考えております。市
の考えをお聞かせください。

青少年課：

確かに、若竹学級の数の推定は非常に難しくなっています。数年前に比べて希望者数はか
なり増えてきています。というのも、子供の数は減っていますが、若竹学級への希望者の割
合が増加しています。現在、学校によっては50%近く又は50%を超える入学される1年
生が希望されます。今後どのような計画かと言いますと、何か所を目標にということではな
くて、子供の放課後の有り様を若竹学級だけでなくその他を含めて総合的に子供の放課後の
有り様を考えていかなければならないと考えています。現在、若竹学級は学校の空き教室を
利用し、学校の敷地内で実施しておりますが、それでは限界に近い状況ですので、総合的に
含めて考えていかなければならないと考えております。

委 員：

若竹学級だけでなく、いろいろ含めて考えていただくということですが、指導員も必要に
なってくると思います。その確保について、お金もかかるし時間もかかると思いますが、指
導員の確保という面をどのように増やしていくか考えられていますか。

青少年課：

場所の確保と共に指導員の確保も困難であることは事実です。今、考えうる市役所の中のモニターや市報などに指導員の募集をしていますし、現在の指導員の方に尋ねて、幅広く指導員になっていただけるひとがいないか、あたっていただいている状況ですが、今のところこうして解決できる方法というのは見つかっていませんが、地道に幅広くPRしつつ、指導員を募集していかなければいけないなと思っています。今大学が和歌山市に来ますので、大学生も含めて若い人に対してPRしつつ、その人たちのすべてが日常ずっと指導員として入っていただけるわけではないですが、若い人の力も借りていけないかと考えているところです。

委員：

今市長が、和歌山市の活性化のために大変大きな事業をどんどん進めています。多分成功するかどうかの瀬戸際のところであると思いますので、誰でも働きやすい環境を作っていくというのは一番基本だと思いますので、若竹学級の今後についてよろしくお願いします。

委員：

若竹学級を利用できる対象ですが、保護者の方が昼間労働等で、保育ができない状況の家庭を対象としています。一方、夜勤や当直・宿直の勤務につかれているかたもいらっしゃいます。帰ってきてから就寝される、それは次の勤務に備えて就寝します。この睡眠は非常に重要です。しかし、このような方は対象外になっているようです。そういう方も含めて対象にさせていただけるようにしていただければと思います。働きやすい和歌山市ということで、母親が退職を余儀なくされるということにならないように。ルールはルールでわかりますが、和歌山市として運用の中で預かっていただけるようお願いしたい。

会長：

ありがとうございます。子ども子育て支援法において、放課後児童クラブについては、新しい指針も示されているところで、特に6年生までの児童を対象とするということや子供が過ごすための面積も示されています。これを全うしようとすると予算面や人的において様々必要かと思います。今委員さんからご指摘がありましたとおり両立支援ということも言われ、就労形態が多様になっている現状で、子どもの安全な居場所という放課後支援ということが強調されていますので進捗管理を進めつつ、次期の事業計画に繋げていただければと思います。それでは他にいかがでしょうか。

《意見なし》

会長：

それでは先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。3・4と進めさせていただきます。

委員：

23ページの76番です。男性の育児休業取得の促進の部分で、啓発回数2回とありますが、これは2企業に実施ということでしょうか。

産業政策課：

2企業にということではなく、企業に対して人権の研修を年に3回している中でその時に配布しております。

委員：

その研修には、数多くの企業が参加されているのでしょうか。

産業政策課：

そうですね、そして参加者数も多くて70人ほど参加していただいています。

会長：

はい、他にいかがでしょうか。

委員：

27ページの89番ですが、障がいのある児童の放課後児童クラブへの受入れについてです。28年度から29年度の10月時点で40か所に増えています。その実施状況について詳しく知りたいので、説明をお願いできますでしょうか。障がいのある児童についてお願いします。

青少年課：

これは各小学校で、特別支援学級に入っているお子さんたちが、保護者の都合で若竹学級へ受入れているの人数です。受入れについては希望がありましたら、その希望に沿って受け入れている状況です。受入にあたりまして支援員を増員して、その方たちに対して保育の支援ができるよう体制を整えています。今のところ受入希望の方についてお断りしている状況はありません。受け入れている人数がこの実績値となっています。

会長：

特にひとり親家庭の支援が施策項目になっている、24ページ25ページのあたりで平成31年度の目標値が空欄で示されていない点がありますが、これはどういった理由があったのでしょうか。

こども家庭課：

平成31年度の目標値の設定がないのは、設定することが適切でないということです。

会長：

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：

25ページの84番ですが、トワイライトステイについてですが、何箇所かに委託されて

いるということでしょうか。無認可保育園などでしょうか。

こども総合支援センター：

トワイライトステイについては、児童養護施設、旭学園などですが、そこで一時預かりをしているということです。補足しますと、ショートステイ事業とトワイライトステイ事業があります。トワイライトステイは、和歌山市にお住まいの方で保護者が仕事により夜間や休日に、家庭でお子さんを養育できない場合に、食事などを提供する事業です。ショートステイについては、保護者が病気などで一時的にお子さんをみることができない場合の事業です。

会 長：

そうしますと、先ほどのご質問と関連しますが、トワイライトステイの課題・問題点の欄を見ると、「多様な雇用形態に対応できるサービスが望まれるが」とありますが、例えば、深夜労働など労働事態の是正がされないといけないということがあるとは思いますが、多様なニーズ、早朝に預かってほしいとか深夜に預かってほしいとかがあるとは思いますが、そういったこともここに含まれてくるのでしょうか。

こども総合支援センター：

早朝ではなく、夜間ですね。

委 員：

確認ですが、児童相談所の一時保護が延長になって、その後のワンポイントデイということではなくて、保護者の方が養護施設に直接申し込みをされて利用されるということでしょうか。

こども総合支援センター：

申し込みについては、こども総合支援センターに申し込んでいただいて、空きがあれば施設と調整して入所していただきます。

会 長：

3・4に関して他にいかがでしょうか。

《意見なし》

会 長：

では、先に進めさせていただきます。5・6に関してご意見いかがでしょうか。

委 員：

39ページの133番、若者サポートステーション with You わかやまの登録者数が昨年度438人と多いのですが、私の認識では「サポステ」とは、自分でなかなか動けないのでマンツーマンで就職活動をサポートするということよろしいでしょうか。

青少年課：

はい。

委員：

では、今回目標が達成されているからいいというのではなく、逆にサポートが必要な方が多いということは、どこかで問題視していくべき点かと思いますので、ぜひともご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

会長：

先ほどからの話ですと、目標値の設定の根拠や設定の仕方も考えていかなければいけないかと思います。先ほどにもありました、例えば子供の虐待や子供の人権などについて、子ども・子育て支援法においても、細目について「子どもの最善の利益」、「子供の人権の尊重」について書かれています。目標値が年に1回、その1回が達成していればいいか、というのは質の関係というのは、今後議論の余地があるかと思いますので、次期計画策定の中でも検討していくべき点かと思いますのでよろしくお願ひします。その他にいかがでしょうか。

委員：

32ページの106番、家庭教育・地域力の充実ですが、共育コミュニティ事業について着々と進んでいるのかと思いますが、表の中で目標値や実績の欄で6か所・10校、3か所・5校とあるのはどのように読みとればよろしいでしょうか。

生涯学習課：

共育コミュニティ事業について、学校を拠点として4地域に分けて実施しております。地域からの要望により学校と連携して実施しているもので、エリアで分けております。箇所数については、小学校区エリアで1か所、中学校区エリアで1か所、という考え方で、校数については実施する校数を記載しています。

委員：

はいわかりました。それで共育コミュニティスクールは、市内全域で実施する形で進んでいますか。

生涯学習課：

共育コミュニティの事業は、国の事業となりますので、コミュニティスクールとは違うものになります。

会長：

地域で子供を育てる取組が、2006年の教育基本法を根拠にしながら、和歌山市でも進められています。6か所というのは、中学校区もあるし小学校区にもあるので、中学校区となるとその中に中学校、小学校が何校か含まれているので、委員の説明のように、少ないのは校区を意味して、その中に所属する学校が複数あるので数字の開きがあるということですね。

それでは、その他進捗状況全般について他に何かございますでしょうか。

委員：

今回初めて参加させていただきましたが、驚いたのはこのようなたくさんの子育て支援に関する事業が展開されており感謝の気持ちでいっぱいです。しかし、これから直面する問題は、どの事業も読ませていただきましたが、受け皿となる人材が不足していること、またその人たちの知識が十分にできていない。人材の確保のためにも、受け皿になる人たちの支援の確保と給与体制の考え方、組織として職業としてしっかりとしてやらないと嫌になりますよね。学生を連れてきてそこでやらしていいもののでしょうか。保育士も質の向上が言われて、保育の質の向上もやらないといけない、でも親の支援もしないといけない、ものすごく大変です。受け皿の体制をとっていかないといけないと思います。市・県、全体で考えなければならぬかもしれません。受け皿になる人が大変だと思います。受け皿ありきでの受け入れであるということをお願いいたします。

会長：

では、他にいかがでしょうか。

《意見なし》

会長：

根幹に関わるご意見をいただきまして、これは和歌山市のみで解決できる問題ではなく、国への要望も含めて進めていかなければいけないことかと思えます。ここまでのところで何か事務局から何かございませんか。

局長：

大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。人材を確保していくことは課題となっております。国の方でも ICT や介護ロボットなど導入していますが、福祉はマンパワーということもありまして、マンパワーが基本となりますので、今後とも人材の確保など努力していきたいと思えます。

会長：

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。では、次の議題に進めさせていただきます。(4) 和歌山市子ども・子育て支援事業計画次期計画策定について、事務局から説明をお願いします。

子育て支援課：

次期計画策定におきましては、子ども・子育て支援法第61条第7項に基づき、本会議において、委員のみなさまのご意見をお聞きすることとなっております。平成30年度では、次期計画に向けてご意見ご提案をいただきたく、会議を数回開催する予定となっておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、会議への参加よろしくお願いいたします。

では、次期計画策に係る概要について、資料に沿って説明させていただきます。資料4です。目的として、平成27年度から平成31年度までの5か年を一期とした「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画策定に向け、より有益で実効性のある計画を作成するため、次の内容で事務を進めたいと思います。内容は、次期計画策定に係るニーズ調査です。計画を定めるにあたり、子ども・子育て支援法第61条第8項に規定されているとおり、広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。現在の計画策定の際に実施した手法を参考に、市民ニーズを反映させるためのアンケート調査を実施したいと思います。2つめとして、子供の生活実態調査です。詳細については、次の資料5で説明させていただきます。ニーズ調査の概要ですが、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、子供・若者支援に向けた取組を推進するため、市民に対し教育・保育・子育て支援、子供・若者支援に対する状況や意見などを収集し、分析するものです。対象者としまして、市内在住の方ですが、「就学前児童」を持つ世帯・保護者（就学前児童調査）、「小学生」を持つ世帯・保護者（小学生児童調査）。そして「小学5年生」「中学2年生」「高校生」です。

また、調査方法ですが、保護者への調査は、郵送での配布及び回収による調査で、生徒への調査は、学校を通じて直接配布・回収を考えています。次期計画の流れですが、30年度にニーズ調査、31年度に次期計画の策定になります。次期計画の期間は32年度から37年度までの5か年です。参考資料としまして、前回実施しましたニーズ調査の調査票を添付しています。

続きまして、資料5子供の生活実態調査についてです。目的は、子供とその保護者及び子供等の相談・支援に関わる機関の従事者に対するアンケート調査を和歌山県と協働で実施するものです。子供の生活実態や学習環境などを把握するとともに、各施策や支援制度についての検証を行います。本市における調査の概要と結果の活用ですが、和歌山県から本市に提供される当該調査結果を基に、更に詳細な分析・研究を実施し、次期計画に反映するとともに、今後の施策に効果的な展開を図るものです。

次に、調査対象者ですが、県は県内小中学校に在籍している①小学5年生及びその保護者（約8,100人（県内））、市内では約2,770人、②中学2年生及びその保護者（約8,300人（県内））、本市は約2,570人です。支援関係従事者としては、保育所・幼稚園等、小・中学校、民生委員等、児童相談所、福祉事務所、子供関連NPO法人等を考えています。

調査方法は、学校での配布、郵送による回収になります。スケジュールは、30年6月頃、県がアンケート調査票の配布を開始する予定です。その後、市町村に対し、実態調査の結果を報告及び公表され、そのデータを基に本市において分析・研究を実施したいと考えています。18の中学校区別に実施したいと考えております。参考としまして、大阪府で実施された調査票を添付しておりますのでよろしく申し上げます。

会 長：

はい、ありがとうございます。この件については、次期計画の策定に入りますよというお知らせと、併せて次期計画の策定にあたって年に数回という形でこの会議を開催するのでご協力いただきたいということですね。それから、その計画にあたって2つの調査をニーズ調査と子供の生活に関する実態調査を始めるということですね。また、子供の生活実態調査に

関しては、和歌山県が主体となって進めるということですね。何か項目などにおいて県と協力するということはありますか。

部 長：

県が、設問などを作成し各市町村に提示されますので、その内容について意見などを提出し、それをまとめて作成されるかと思えます。

会 長：

ということで、ご案内とご依頼ということで、今後進められる調査の方向性に私たち委員も意見を出しながら、いいものにしていきながら、次期計画につなげていくという事ですね。併せて、現在の事業計画の進捗状況もありますので、達成目標の見直しも検討していただきつつ次期計画のニーズ調査も生かしていただければと思います。

委 員：

調査対象の小学5年生及び中学2年生という設定は何か理由がありますか。

部 長：

設問に対し、的確にこたえられる年齢という事と、前回、前々回の計画策定の際のニーズ調査の対象者を小学5年生、中学2年生としていましたので、同年代で比較するためにこの対象としています。

会 長：

では、4の議案については、以上とします。では他にございますか。

部 長：

その他で、2件の報告をさせていただきます。資料はその他資料です。

保育こども園課：

その他資料をご覧ください。和歌山保育所から平成31年度に災害対策等のため移転する予定である旨の協議がありまして、本市としては移転に係る変更届出を受理する予定となっています。移転前は島橋北ノ丁1-15で、移転後は中132番地となっています。定員等の変更はありません。

会 長：

では、続けてお願いします。

こども総合支援センター：

和歌山市児童養護施設旭学園の移転建替についての資料をお願いします。現在和歌山市旭学園は、冬野155番地にあります。現在の建物は、既に50年を超えており、施設の老朽化に伴い、民間のノウハウを柔軟に活用し、国の方針に基づいて施設の小規模化及び家庭的養護

の推進による養護環境の充実を図るため、民設民営化方式による建替を現在進めております。移転場所は、安原地区にありました元和歌山県消防学校の土地で、グラウンドの南西部に位置しております50m四方の約2,500㎡が建替移転用地として、和歌山県との間で協議が整い、旭学園の移転先は消防学校跡地とする覚書を締結しております。公募の時期は、できるだけ早い時期を考えておりました、法人の選定、民営化工事による施設の建設を進めております。平成32年4月には、民設民営にむけて、現在準備を進めております。この土地については、和歌山県から移管できましたら和歌山市からの無償貸与を考えております。また施設の種別については、小規模グループケアの型施設で、定員を45人以下と考えておりました、施設において養護する場合は、できる限り小規模で家庭的に近い環境で養育される措置をこうじなければならぬとされていますので、和歌山市においても国の方向性に準じた施設を建設してもらいように今後法人を選定していきたいと考えております。

会 長

では、本件は報告という事でよろしいでしょうか。

部 長

本日欠席されるかもしれないということで委員から意見をいただいておりますので、ここでご説明させていただきます。

企業主導型保育所が内閣府で進めていますが、その件についてです。認可保育所は、子ども・子育て会議などにおいて、保育所の適正な数、子供の数などを決めています。企業主導型保育所については、内閣府の予算で実施されているもので、また国への届出により開設できる無認可の保育所です。その保育所は、従業員の福利厚生の中で行われるものの他、地域の子供も通う事ができる地域枠の設定があります。このことから、企業主導型保育所がこのまま増えていくと、子ども・子育て支援事業計画の中で定めている、教育・保育の提供体制の確保や量の見込みに影響を及ぼすのではないかとご心配されています。そうすると今後計画を作る時に、その数も考慮しながら、保育の量の確保を考えていく必要があるのではないかと。公的な機関などがある程度の管理が必要ではないかとご意見いただいております。この件につきましては、事務局としても、次期計画にも反映できるように検討していかなければならないと考えております。

会 長

企業主導型保育所は、和歌山市内でも動きはあるんですか。

事務局

はい、島精機や中谷病院などがあります。今度、菱岡工業も認定されます。また、ニチイ学館が三木町で開設されると聞いています。現在和歌山市内で8件認定されており、その内地域枠の設定があるのは3件あります。ニーズがどんどん高まり、待機児童が増えた時に、そちらへ行くこともありますし、企業主導型保育所は3歳までですので、3歳以降は民間の幼稚園や保育所等になります。その時にその数をきちんと把握しながら計画を立てていかなければならないということになります。行政の計画に影響を及ぼすのではと懸念されている

とのことです。

会 長

はい、では、全般に関して他にいかがでしょうか。委員に皆様からのご発言いかがでしょうか。特に本日の会議で発言いただけてなかった方もよろしく申し上げます。

委 員

病児・病後児保育に関してですが、実績数としては0ということになっています。これは多分0、1、2が続いていると思います。今後の活用方法が考えられるのではないかと思います。新たな方向性がないかなと思います。

それから、教育・保育の提供体制の確保内容では、集計として待機児童が多いにも関わらず、31年度の計画数としては、減らしているようですが、需要状況を見て人口が減るので人口比例というよりは、和歌山市は待機児童数が増えていっていますので、需要予測を上方修正していただくほうがいいかと思います。企業主導型保育所もこの理由があるから、利用も増えているのだと考えられると思います。経営者の一人として考えると市が十分にできないので自腹をきっているのではないかと思います。みなさん自腹を切りたいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

委 員

若竹学級のコーディネータをしております。数年前と今ではずいぶん変わって、コーディネータをしてレベルアップしていると思います。青少年課もいろいろ取り組んでいただいています。入級希望を聞くと、1年生で1学級作らないといけないぐらいになっています。それなのに、空き教室がない状況です。指導者も随分ご尽力いただき、障がいのある子に対しても、指導員をひとり配置していただいています。配慮していただき感謝します。ありがとうございます。

会 長

以上を持ちまして子ども・子育て会議の司会を終了させていただきます。

8 閉会